資料２

葛飾区子ども・子育て会議の見直しについて

１　趣旨

本区では、これまで、葛飾区子ども・子育て会議を中心に、「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」について、また、葛飾区子ども・若者支援地域協議会を中心に、「葛飾区子ども・若者計画」について、それぞれ計画の策定及び実施状況の検証を行ってきた。

両計画・会議体で取り扱う施策は、対象者や課題が重なる部分も多く、相互に密接に関連していることから、令和６年度に「葛飾区子ども・若者総合計画」として計画を一体化したところである。今後は、会議体についても、葛飾区子ども・若者支援地域協議会の所掌事項を「葛飾区子ども・子育て会議」に一本化し、子ども・子育て支援及び若者に関する施策について、連携を強化し、総合的に議論・検証を行っていくもの

２　現行及び見直し後の会議体の概要

別紙のとおり

３　今後のスケジュール（案）

令和８年 11 月　第４回定例会に葛飾区子ども・子育て会議条例の改正案付議
令和９年２月　所属団体へ推薦依頼
令和９年４月　新委員による葛飾区子ども・子育て会議を開始予定

別紙

現行及び見直し後の会議体の概要

名　　称	葛飾区子ども・子育て会議 （令和８年度まで）	葛飾区子ども・若者支援地域協議会 （令和８年度まで）	葛飾区子ども・子育て会議 （令和９年度から）
位置付け	子ども・子育て支援法に基づく区長の附属機関として条例により設置	子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会として要綱により設置	子ども・子育て支援法に基づく区長の附属機関として条例により設置。子ども・若者育成支援推進法に規定する子ども・若者支援地域協議会を兼ねる。
主な所掌事項	・特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関する事項 ・子ども・子育て支援事業計画に関する事項 ・子ども・子育て支援施策に関する事項	・子ども・若者への支援に関する情報交換及び連携に関する事項 ・子ども・若者への支援計画に関する事項	・特定教育・保育施設等の利用定員の設定に関する事項 ・子ども・子育て支援施策に関する事項 ・子ども・若者への支援に関する情報交換及び連携に関する事項 ・子ども計画（葛飾区子ども・若者総合計画）に関する事項
組　　織	【構成】 ・子ども・子育て支援に関する学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業従事者 ・25 名以内 【会長】 子ども・子育て支援に関する学識経験者 【副会長】互選	【構成】 ・学識経験者、教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用、健全育成分野等に属する者 ・25 名 【会長】学識経験者 【副会長】子育て支援部長	【構成】 ・子ども、若者又は子育てに関する学識経験者、子ども、若者又は子育てに関する事業従事者 ・35 名以内 【会長】 子ども、若者又は子育てに関する学識経験者 【副会長】互選
任　　期	２年	令和７年度まで：３年 令和８年度　　：１年	２年
会議の運営	【定足数】委員の半数以上の出席 【議決】 出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	【定足数】規定なし 【議　決】規定なし	【定足数】委員の半数以上の出席 【議決】 出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。